



# 令和5年度補助事業解説 経済産業省ほか

---

一般社団法人日本PVプランナー協会  
専務理事 馬上丈司

日本PVプランナー協会は

太陽光発電の普及を通じて脱炭素化社会の実現に貢献することを  
宣言します。

# 令和5年度補助事業解説

- **経済産業省** (本日)
- **農林水産省** (本日)
- **総務省** (本日)
- **国土交通省** (本日)
- **環境省** (4/5に解説)

# グリーントランス フォーメーション 予算方針

令和5年度補助事業解説

# GX実現に向けた基本方針（閣議決定）

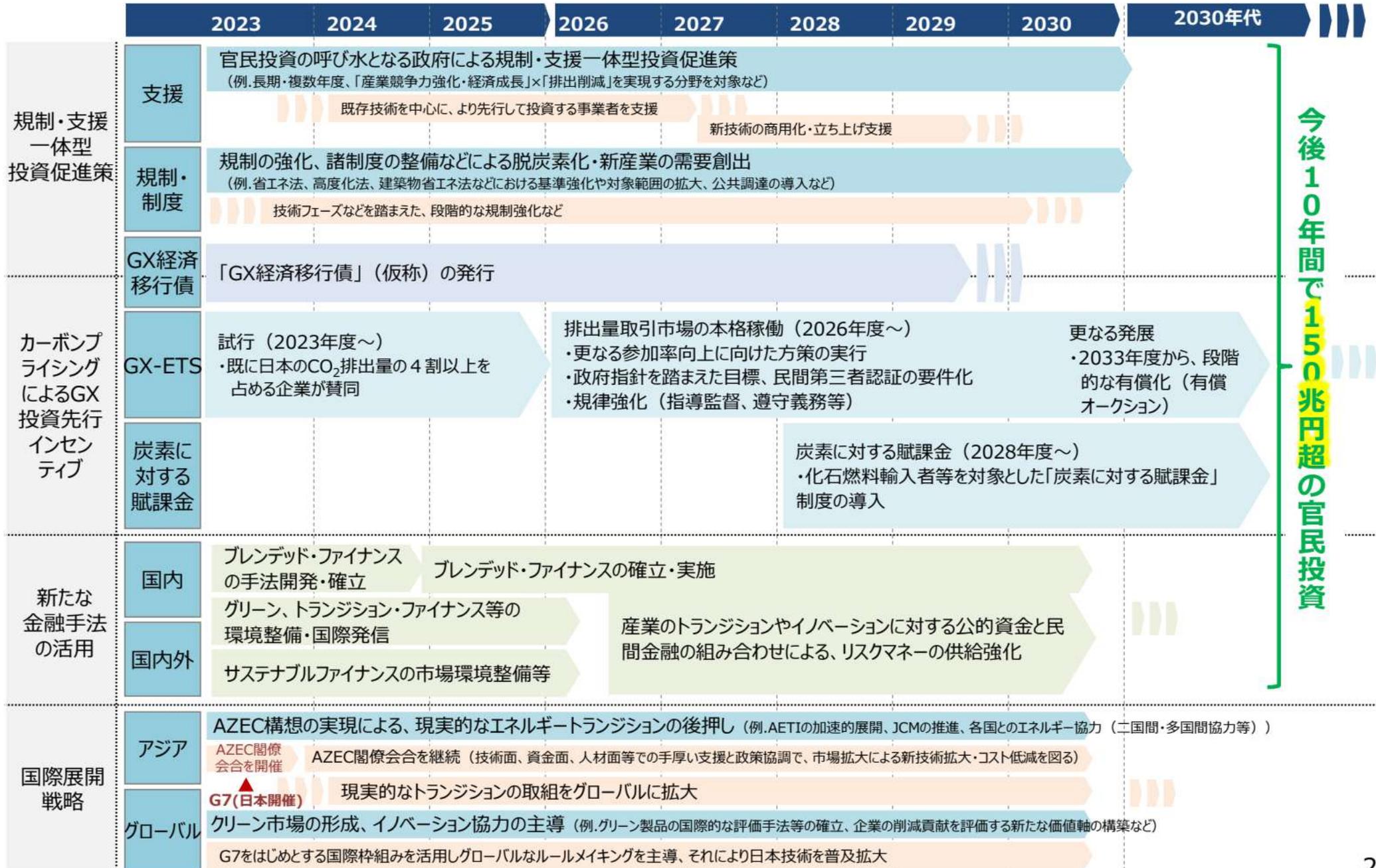
- ① エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などGXに向けた脱炭素の取組を進めること。
- ② GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うこと。

# 経団連とGX

- ✓2022年5月17日に「グリーントランスフォーメーション（GX）に向けて」とする文書を発表。
- ✓GXは2050年のカーボンニュートラル達成に向けた行程の一つと捉え、気候変動対策を進めつつ国内投資の拡大と経済成長に資するもの、気候変動対策を産業政策とするものとしている。
- ✓「経団連は、短期的に痛みを伴ったとしても、GXへの挑戦を通じて産業競争力を強化し、世界をリードする決意」を表明している。

# 今後10年を見据えたロードマップの全体像

2050



今後10年間で150兆円超の官民投資

# 【今後の道行き】 事例 14 : 再生可能エネルギー

- 再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、今後10年間で国産次世代型太陽光の量産体制の構築や浮体式も含めた大規模洋上風力の案件形成など、次世代再生可能エネルギー技術の社会実装を目指す。



# 再生可能エネルギーの主力電源化

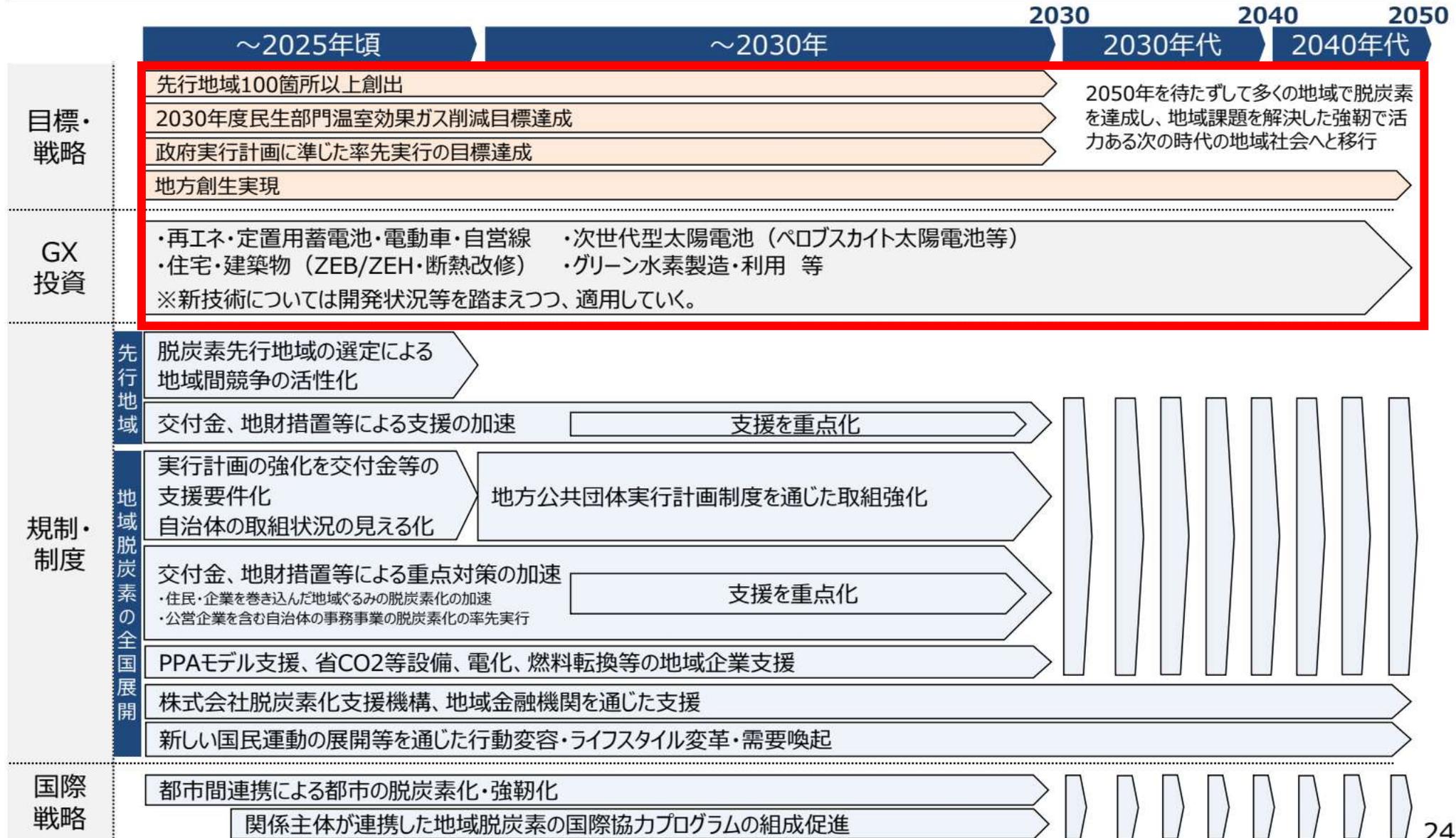
- ✓脱炭素電源として重要な再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、S+3E（安全性（Safety）、安定供給（Energy security）、経済性（Economic efficiency）、環境（Environment））を大前提に、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組み、関係省庁・機関が密接に連携しながら、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率 36～38%の確実な達成を目指す。
- ✓このため、直ちに取り組む対応として、太陽光発電の適地への最大限導入に向け、関係省庁・機関が一体となって、公共施設、住宅、工場・倉庫、空港、鉄道などへの太陽光パネルの設置拡大を進めるとともに、温対法5等も活用しながら、地域主導の再エネ導入を進める。また、出力維持に向けた点検・補修などのベストプラクティスの共有を図る。

# 太陽光発電事業関連

- ✓盛り込まれているのは既存政策関連が大半
- ✓2030年時点で電源構成比36～38%目標
- ✓うち太陽光発電は14～16%（130GWdc程度）
- ✓事業規律の強化と太陽光パネルの大量廃棄に向けた対策
- ✓既存設備の最大限活用と2030年代以降の長期電源化
- ✓2030年時点で公共施設の50%、新築戸建て住宅の60%にPV搭載

# 【今後の道行き】 事例 2 2 : 地域・くらし

- 地域・くらしの脱炭素化の実現に向け、脱炭素先行地域の選定や、公営企業を含む自治体の事務事業に係る重点対策の率先実施の加速等による地域脱炭素の全国展開を図るとともに、新しい国民運動の展開等を通じた行動変容・ライフスタイル変革を促し、地域特性に応じた産業・社会の構造転換や脱炭素製品の面的な需要創出を進める。



# 再エネ政策の今後の進め方

～2023春

～2025

2030年

2050年

## 【次世代ネットワークの構築】

- 再エネ適地のポテンシャルを有効活用するための北海道からの海底直流送電の整備（200万kW新設（2030年度））
- 東西の更なる連系に向けた50/60Hz変換設備の増強(210万→300万kW(2027年度))
- 2022年度中に策定予定のマスタープランに基づく系統整備（約6～7兆円：広域機関による試算）
- 系統投資に必要な資金（数兆円規模）の調達環境の整備（系統整備の交付金（再エネ賦課金等を原資）の交付期間の拡充  
公的機関による貸付）

## 【調整力の確保】

### ●定置用蓄電池の導入加速

- 2030年に向けた導入見通しを策定し、民間企業の投資を誘発
- 市場整備等による収益機会の拡大・円滑に系統接続できる環境整備・導入支援等によりビジネスを早期自立化

### ●長期脱炭素電源オークション

- 2023年度より実施する長期脱炭素電源オークションを通じ、蓄電池、揚水、水素・アンモニア等の調整力を有する脱炭素電源に対する投資を促進

### ●水素・アンモニアの活用

- 大規模かつ強靱なサプライチェーンの構築、余剰再エネ等を活用した国内における製造  
既存燃料との価格差に着目した支援・拠点整備支援を含む、規制・支援一体型での包括的な制度整備

①再エネ大量導入に向けた  
系統整備/調整力の確保

導入量（水素/アンモニア）  
2030年:300万t / 300万t  
2050年：2000万t/3000万t

## 【イノベーションの加速】

### ●国産 次世代型太陽電池（ペロブスカイト/屋根や壁面などの有効活用）

- ユーザー実証（2023年度～）→需要創出（2026年度～）→早期のGW級の量産体制（2030年度）

### ●洋上風力

- 浮体式導入目標検討（2023年度）→実海域の浮体式実証（2023年度～）→浮体式入札（2020年代後半）  
セントラル方式による風況・海底調査（2023年度～）→調査を踏まえた入札（2025年度～）

太陽光  
2030年:104-118GW

1GW/年以上の案件組成

洋上風力案件組成  
2030年:10GW  
2040年:30-45GW

## 【国産再エネの最大限導入】

- 事業規律の強化に向けた制度的措置の強化
- 国民負担軽減も見据え、入札制度の活用・新制度（FIP）の活用（2022年度～）
- 地域と共生した再エネの導入拡大
  - 公共部門の率先実行：設置可能な建築物等の約50%の導入（6.0GW）
  - 改正温対法に基づく促進区域制度等を通じた地域共生型再エネの推進（8.2GW）
- 既設再エネ（太陽光約60GW）の最大活用：増出力・長期電源化に向けた追加投資の促進
- 廃棄等費用積立制度の着実な運用、2030年代後半の大量廃棄に向けた計画的対応

## ②国産再エネの 最大限の導入

2030年36～38%実現  
(2021年10月閣議決定)



# 経済産業省

令和5年度補助事業解説

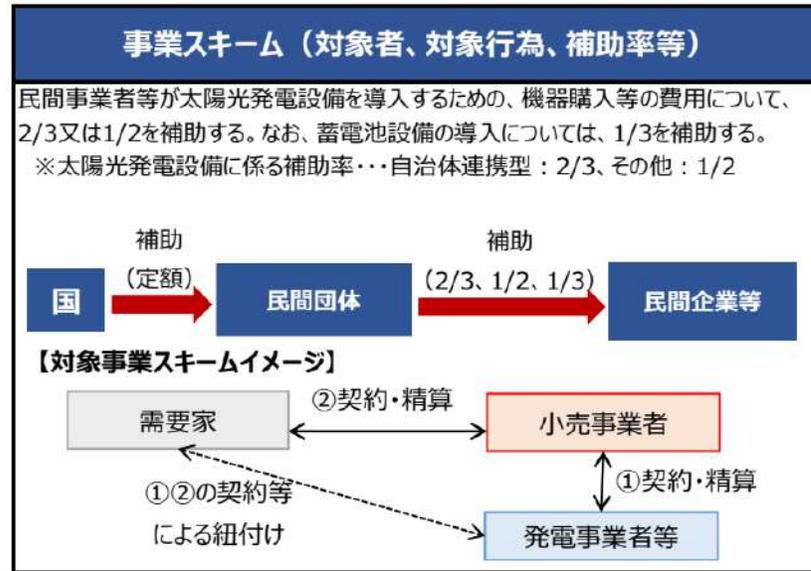
# 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

## 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

令和5年度予算額 **105 億円 ( 125 億円 )**

事業の内容
<p><b>事業目的</b></p> <p>令和12（2030）年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であり、また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点で必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていないことから、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進することを目的とします。</p> <p><b>事業概要</b></p> <p>再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。令和5年度からは、新たに蓄電池併設型の設備導入について支援を拡充します。</p> <p>【主な事業要件例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の新規設置案件※であること</li> <li>※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可（1地点当たりの設備規模等についても要件化）</li> <li>・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと</li> <li>・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること</li> <li>※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。</li> <li>・廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等</li> </ul>



成果目標
<p>令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、令和12（2030）年の長期エネルギー需給見通しの実現を目指します。</p>

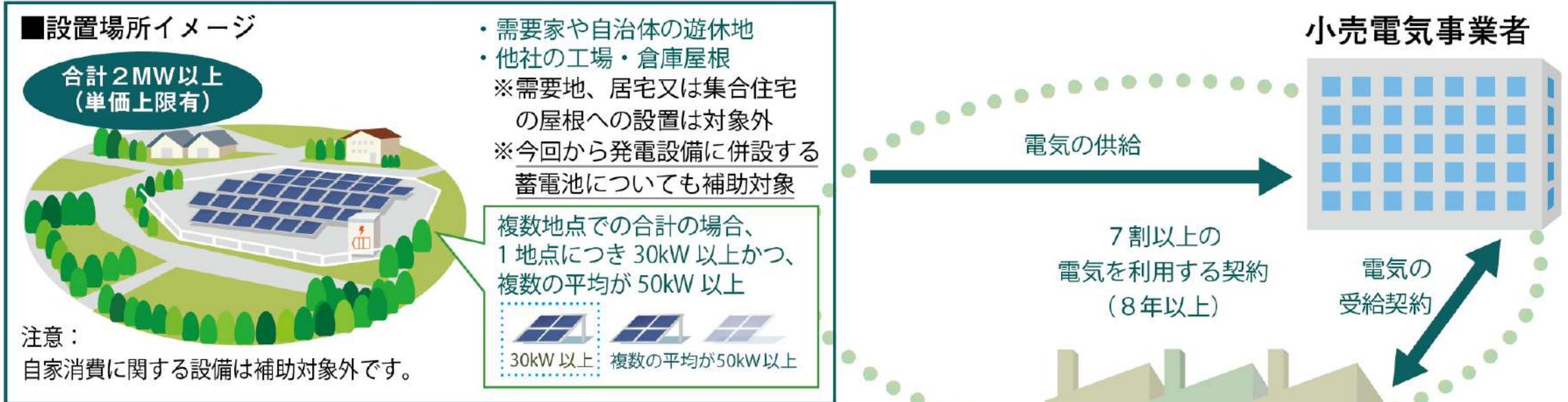
FIT/FIP以外で太陽光発電の導入を支援する最大の補助金。概算要求165億円に対して105億円となっているが、令和4年度第2次補正予算で既に255億円が投じられている。なお、令和4年度第2次補正事業は3/24に第1次公募が終了した。

令和4年度第2次補正事業から、太陽光発電設備に併設する蓄電池についても補助対象となっている。

# 令和4年度第2次補正予算事業の概要（第一次公募終了）

## 補助対象事業のイメージと補助対象経費

発電事業者（設備の所有者） ※補助対象事業者



- ① 再エネの利用を希望する需要家が、発電事業者と長期間の電気の利用契約等を締結 ※1
- ② 発電事業者は①の契約に基づき、太陽光発電設備の設置を行い、電気を供給
- ③ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置費用を補助 ※2

※1 実際の契約は小売電気事業者を介するものとなる。

※2 対象設備はFIT/FIP制度及び自己託送を活用しないものに限る。

また蓄電池は電力受給ひっ迫警報時の電力供給等の要件がある。

# クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

## クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

令和5年度予算額 **100 億円** ( **新規** )

製造産業局自動車課  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギーシステム課

事業の内容
<p><b>事業目的</b></p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的とします。さらには、災害による停電等の発生時において、電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を支援します。</p> <p><b>事業概要</b></p> <p>(1) 充電インフラ整備事業等 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助します。</p> <p>(2) 水素充てんインフラ整備事業 燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助します。</p>



成果目標
<p>車両の普及に必要不可欠なインフラとして、充電インフラを2030年までに15万基、水素充てんインフラを2030年までに1,000基程度整備します。</p>

クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金のうち、充電・充てんインフラに関する補助。自動車本体については令和4年度補正予算で700億円、また充電・充てんインフラも200億円が予算化されている。

令和4年度補正予算は3月中に申請受付開始予定、充電インフラ導入は法人・地方公共団体のみ、個人向けはV2H充放電設備と外部給電器について補助が予定。



# 農林水産省

令和5年度補助事業解説

# 地域循環型エネルギーシステム構築

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

## 地域循環型エネルギーシステム構築

【令和5年度予算概算決定額 696(837)百万円の内数】

### <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。**

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域循環型エネルギーシステムの構築に向け、

- ① 営農型太陽光発電設備下においても**収益性を確保可能な作物や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）や設置場所の検討を支援**します。
- ② 検討の結果、最適化された営農型太陽光発電設備の**導入実証を支援**します。



#### 2. 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、

- ・ 既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査
- ・ 前処理工程に関する調査
- ・ 収集・運搬方法に関する事例収集、分析
- ・ 炉への影響に関する検証
- ・ 混合利用による効果の検証

等の取組を支援します。

※事業実施主体の構成員（協会の農業者、民間企業等）がみどりの食料システム法における環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けている場合に、事業実施計画に対する評価のポイントを加算。



未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-1508) 8

営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）に関連する予算として、令和4年度からの継続事業として「営農型太陽光発電のモデル的取組支援」が措置。

地域の気象条件や農業生産に適した営農型太陽光発電設備に関する検討について、定額の交付金が支給されるほか、検討結果を踏まえた実証設備の導入に対して1/2補助が受けられる。

### <事業の流れ>



# 総務省

令和5年度補助事業解説

# 公共施設等適正管理推進事業債について

※下線部分は令和4年度からの措置

対 象 事 業	充当率	交付税措置率	
① 集約化・複合化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）	90%	50%	
【建築物（公民館等）】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。			
② 長寿命化事業【拡充】（事業期間：令和4年度～令和8年度）		90%	財政力に 応じて 30～ 50% （注）
【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（ <b>本体</b> 、 <b>放流設備</b> 、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、 港湾施設、都市公園施設、 <b>空港施設</b> 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設			
③ 転用事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）			
・他用途への転用事業			
④ 立地適正化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）			
・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業			
⑤ ユニバーサルデザイン化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）	90%	財政力に 応じて 30～ 50% （注）	
・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業			
⑥ <b>脱炭素化事業【新規】</b> （事業期間：令和4年度～令和7年度）			
・地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業 太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入 ※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象。	90%	財政力に 応じて 30～ 50% （注）	
⑦ 除却事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）			
・公共施設等の除却を行う事業	—		

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

# 公共施設等適正管理推進事業費？

- 公共施設への太陽光発電の導入促進策として、令和4年度から環境省の要請によって総務省の「公共施設等適正管理推進事業費」の対象に脱炭素化事業が加わった。
- 太陽光発電を導入する際の事業費について、その**90%を地方債で調達**することが可能となり、更にそのうち**30～50%は地方交付税によって国が肩代わり**するという仕組みになっている。
- 公共施設の太陽光発電導入可能量は**15.9GW**と推計されており、その**50%となる7.9GW**から**既設分1.9GW**を差し引いた**6.0GW**が2030年に向けた導入目標になる。



# 国土交通省

令和5年度補助事業解説

# 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

## II. 令和5年度予算の主要事項

### 1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向けて、**住宅・建築物分野の省エネ対策の強化、木材利用の促進**を図る。

#### 省エネ対策

##### 【新築】

- 中小工務店によるZEH等の整備への支援
- LCCM住宅※整備への支援  
※ ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅
- フラット35における省エネ基準適合の融資要件化
- 公営住宅のZEH化への支援

##### 【リフォーム】

- 既存住宅の省エネリフォームへの支援の強化(設計・改修パッケージ補助の創設)
- 公営住宅・UR賃貸住宅の省エネ改修への支援
- 既存ストックにおける先導的な省エネ改修・再エネ導入への支援

#### 木材利用の促進

- 地域材の活用促進の支援の強化(地域材加算の上限引上げ)
- 優良な木造建築物等の整備支援

国土交通省については、住宅分野で新築のZEHに向けた支援の拡充が図られているほか、社会的なストックとなる既存住宅等に対する再エネ導入についても支援策が採られている点に留意。

東京都や川崎市における住宅用太陽光発電の導入義務化といった動きもあり、2050年に向けて住宅関係の施策は強化される方向に進むのではないかと予想される。

# 公営住宅等における省エネ改修や再エネ設備導入

## 脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業 継続

令和5年度当初予算：  
公営住宅整備費等補助(17億円)の内数

カーボンニュートラルの実現に向けて、公的主体の率先した取組を推進するため、公的賃貸住宅の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組に対して支援を行う。

国土交通省については、住宅分野で新築のZEHに向けた支援の拡充が図られているほか、社会的なストックとなる既存住宅等に対する再エネ導入についても支援策が採られている点に留意。

東京都や川崎市における住宅用太陽光発電の導入義務化といった動きもあり、2050年に向けて住宅関係の施策は強化される方向に進むのではないかと予想される。

### ■ 対象事業

- 公的賃貸住宅(公営住宅、改良住宅等、UR賃貸住宅又は公社住宅)の既存ストックにおいて、ストック改善事業の実施と併せて、省エネ改修や再エネ設備導入を行う先導的な取組に対して支援を行う。
- 案件の採択にあたっては、学識経験者等からなる審査委員会により、有効性や新規性・汎用性の観点から評価を行うものとする。

### ■ 事業主体

- 地方公共団体(公営住宅・改良住宅)
- 都市再生機構(UR賃貸住宅)
- 地方住宅供給公社(公社住宅)

### ■ 補助対象

省エネ改修・再生可能エネルギー設備工事費(調査設計費を含む。)、  
省エネ等効果検証費

### ■ 補助率

- 公営住宅、改良住宅等 : 国2/3、地方1/3
- UR賃貸住宅 : 国2/3、UR1/3
- 公社住宅 : 国1/3、地方1/3、公社1/3

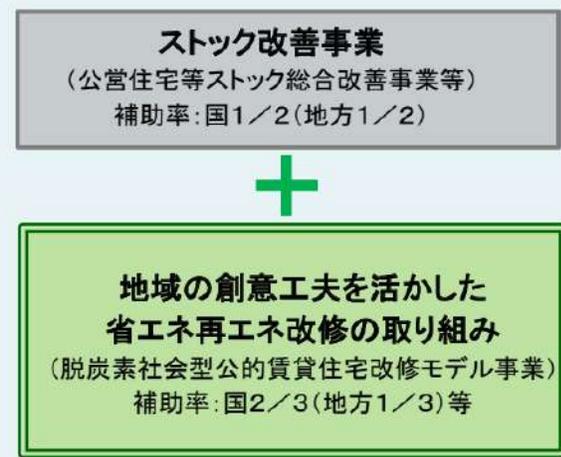
### ■ 限度額

併せて実施するストック改善事業の事業費を超えない額とする。

### ■ その他

工事実施後、概ね20年以上管理する予定であること。

### ■ 事業期間 令和4年度～令和8年度(5年間)





# 太陽光発電で 次の世代に 豊かな未来を

---

一般社団法人日本PVプランナー協会